

第 2 章 不戦条約と日本国憲法第九條

河上 暁弘

はじめに 戦争廃絶問題を法的観点から考える意味について

「いかにしたらこの世から戦争をなくすことができるか？」これは、人類にとつての共通の課題と言ふべきものである。だが、この問題のアプローチは多様であり、ありとあらゆる学問分野から持ち寄った叡智の結集が求められる問題である。本稿では、戦争を違法化・「非合法化」することによつて廃絶すべきことを提唱した、一九二〇年代アメリカの「戦争非合法化 (outlawry of war)」論^①をとり上げることにより、法（法学）の観点から戦争廃絶問題を考えることの意味について検討したいと思う。

戦後日本においては、戦争と平和をめぐる問題が議論される際には、日本国憲法第九條（戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認規定）との関係で議論が行われることも多いので、平和実現と法（憲法）を結びつけて議論することを当然と考える風潮が強いように思われるが、よく考えると、戦争の問題をなぜ法という観点から検討しなければならな

いかは、それほど自明のことではない。その意味において、なぜ、戦争廃絶の問題を考
える際、法という観点からの検討が必要と考えるのか、そういった点についてもとり上
げたいと思う。

そして、法というものが持つさまざまな性質・特質を考慮すると、法的観点から戦争
廃絶問題を考える「戦争非合法化」論の立場からは、生物学や倫理学等の他の観点から
それを考える場合などは、少なくとも強調点の置き方や関心の持ち方の優先順位にお
いて、相対的にはあるが、次のような違いが現れるようにも思われる。

第一に、法というものは、主として人の内面ではなく外面（外的行為）を規律するこ
とを目指すものであるから、戦争廃絶を実現するためにまず人々の心の中・ものの考え
方から変えなければならぬといった立場はとらないであろうということである。

第二に、人間の本質が一応どのようなものであれ（性善か性悪か、あるいは闘争本能
の制御が可能かどうか等にかかわらず）、その人間のあり方そのものを変えらるというより
も、まずはそうした人間たちが作り出した（戦争という）「制度」をいかにして廃止する
かというアプローチをとるであろうということである。

なお、この二点は、思想や教育等の意義を軽視するものではなく、ある「制度」

の廃絶を目指す際におけるアプローチや優先順位の置き方の違いにとどまるものであり、また戦争「制度」の違法化を行うことが紛争の根本的解決や経済的不公平の是正等に対してそれを可能とする条件を格段に整備し、また平和教育や人間形成・改革等にもよりよい影響を及ぼすものとなりうることを主張しているのである。

第三は、法的アプローチのすべてではなく、本稿でとり上げる「戦争非合法化」論者、とくにジョン・デューイにおいて特徴的なことだが、その実験主義的プラグマティズムの立場から、理論の完全性を抽象的・自己完結的に追求するよりも、結果として相対的に有意義な効果が得られそうなことはまずは実践してみるべきであり、問題があればその都度フィードバックして再検討すべきこと、理論は絶えず実践・行動を通して現実の中で検証されなければならないことを提唱し、また、過去の事例等に照らして、「戦争は決してなくならないだろう」とそれをなくす努力もしないうちからあきらめ、現状追従に墮すような「経験主義」的な態度ではなく、戦争に依拠せずとも紛争解決が可能であることを信じ、あえて試みてみる価値があると主体的に取り組むことこそが必要であるとしている。⁽²⁾

こうした点を踏まえつつ、以下、「戦争非合法化」論が提起してきた内容を検討し、戦

争廃絶問題を法的観点から考えることの意味について考察を加えたいと思う。そのことは、同じく「法による平和」を目指す憲法第九条に関する問題等を考える際にも有意義なことではないかと思量する次第である。なお、紙幅の関係で、彼らの構想内容等を詳細に述べることはできない。本稿はその概要と方向性を示す、一つの試論にとどまる。さらなる詳細については、拙著『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究―「戦争非合法化」と日本国憲法の平和主義』（専修大学出版局、二〇〇六年）等を参照していただければ幸いである。

（また、本稿においては、出典を明記するための註をいくつか付けてあるが、一般読者の皆様はそうした註を参照しなくても通読できるような記述を目指した。）

1 「戦争非合法化」論の概要

(1) 「戦争非合法化」運動と不戦条約の成立

「戦争非合法化」論は、侵略・自衛・制裁の区別を問わず、あらゆる戦争を「非合法化」し、あらゆる国際紛争を最終的には法と裁判によって解決することにより戦争を「廃絶」することを目指すものであった。

そして、この「戦争非合法化」論は、そもそもシカゴの法律家であったソルモン・レビンソンによって提起されたものである。この思想および運動は、レビンソンが、第一次世界大戦の不条理さに触発されて、まだ戦争進行中であつた一九一八年に論説「戦争の法的地位」を書き、また戦後、一九二一年に、アメリカ最大の哲学者ともされるジョン・デューイらとともに、「戦争非合法化アメリカ委員会」を組織したことで出発する。

この運動が特に追求したのは、①(侵略・自衛・制裁の区別を問わず) あらゆる戦争(制度)の非合法化、②戦争非合法化のための包括的な国際法典の整備と義務的裁判管轄権 (affirmative jurisdiction) を具備した国際裁判所の設置である。彼らの主張は、極めて簡明で説得的である。彼らの主張は、デューイのほか、さらにノックス上院議員(元国務長官) やボーラー上院議員(不戦条約締結時の上院外交委員長) らにも強力に支持され、あらゆる戦争を非合法化する上院決議案(「ボーラー決議案」として四度上程もされた(一九二三年二月一四日、一九二三年一月二〇日、一九二六年一月二九日、一九二七年一月二二日に提出)。この決議は結局成立しなかったものの、その後、「戦争非合法化」論は、当時ケロッグ国務長官にも直接多大なる影響を与え、一九二八年には、不戦条約(「戦争抛棄ニ関スル条約」)の締結へとつながり、その淵源・思想的真意

として（不十分ながらも）実を結んだのである。

（2）「戦争非合法化」論と戦争

本稿の考察との関係では、「戦争非合法化」論について検討するには、戦争を「廃絶」することを目指す際に、なぜ戦争を「違法」なものとしようとしたのかという点、また、その場合、その対象たる「戦争」をどのようなものとらえ理解していたのかという点、さらに、自衛や制裁の戦争・武力行使の問題はどのように認識されていたのかといった点が重要であるように思われる。

その意味では、戦争を廃絶するため、その対象たる戦争の定義づけを行うことがまずは重要であろう。この点については、レビンソンらとともに「戦争非合法化」運動に携わり、大著『戦争の非合法化』を物したモリソンの議論が大いに参考になると思う。

戦争の定義の第一は、「戦争は戦闘（combat）である」というものである。戦争はまさに文字通り「たたかい」であって、人間が闘争本能を持つ限りそれは不可避的に起こるものであり、それゆえ廃絶できないというものである。

しかし、この議論には批判の余地が大いに思われる。この点に関して、例

えば、アインシュタインとフロイトの往復書簡においても、アインシュタインの「人間を戦争というくびきから解き放つことはできるのか」という問いに対して、フロイトは、「人間から攻撃的な性質を取り除くなど、できそうにもない」と述べながらも、「人間の攻撃性を完全に取り除くことが問題なのではありません。人間の攻撃性を戦争という形で発揮させなければよいのです」と答えているのは、この問題を考える上で大変興味深い^③。さらに、付け加えるならば、人類学者たちの見解によっても、戦争は人類史の最初から「本能的に」われわれを虜にしてきたものでは決してなく、人類全体の歴史から見れば比較的新しく（約八〇〇〇年から一万年前）現れてきたものにすぎないとされていること、言わば、戦争は、人為的・人工的・後天性獲得形質的なもの^④といふべきものであるとされていることも、ここでは想起しておきたい。

このようにして考えるならば、彼らの目指す「戦争の非合法化」は、決して、人間の生まれながらの闘争本能そのものを真つ向から否定したり、それを消し去ることを主張したりするものでもないということがわかる。人間から闘争本能を消し去るとなどということと戦争をなくすということとは基本的に別問題であると考えたのである。まさに、「戦争の非合法化」による「戦争の廃絶」とは、人類の原始社会が文明化された道筋をたど

るようにカオスから秩序を生み出す過程、法が支配する文明社会の構築の過程を、国際社会において再構築することを求めるものなのである。

第二の戦争の定義は、「戦争は悪に対する武力行使である」というものである。これは実際の場面では、「悪人に対し武力を行使することは何が悪いのか？」という素朴な国民感情とあいまって主張・支持されることが多いが、しかし、少なくとも戦争は正しい武力行使なのか、またさらに、戦争は悪を正し罰するに当たって適切かつ有効なものなのか、という根本的な疑問が浮かび上がる。

ここで第三の「戦争は原則的に警察機能と同視される」という定義と併せて考察してみたい。結論から言うならば、戦争（ないし軍隊）と警察の機能は全く異なるものである。しかし、混同されているくらいがある。

そもそも警察も「武力（実力、force）」を行使することはあり得るがそれは戦争・軍隊の武力行使とは異なるものである。それというのも、モリソンも指摘するように、「警察は実力（force）を行使する時に直接に罪人を扱う」のに対して、「戦争は罪なき無辜の人民に惨害を与えるのであって、それによって罪人たる君主ないし政治指導者に影響が与えられることはまずない」からである。そして、この両者を分かつ「最も根本的な

相違」は、「警察活動が、法の下で正義を実現する手段として行動するものであるが、法の執行の場合を除いては行動することはできないのに対して、戦争は、法によって認められはするが、いかなる法をも認めないものである。すなわち、戦争は自らが正義の判定者—自らの事件についての裁判官、陪審員、刑の執行者—である」という点にあるとされる。⁵⁾この点、ダンカンクラークも、次のようにはつきりと述べる。

「警察官は、第一義的には、逮捕を行う公務員であり、法の権威の下、法を踏み破る者を法の力の範囲内で逮捕・連行する活動を行う。だから、警察官は、逮捕という目的を遂行するのに必要な場合にしか強制力 (force) を行使しないと定められている。彼がこの強制力に従事する場合、相手を傷つけたり殺したりすることもあるいはあるかもしれないが、あくまでその際の理由づけは自己の生命を守ることである。処罰は警察官の特権などではない。その権限は裁判所に属する。警察官は正義を実行する者ではない。彼は、その実行の領域内へと容疑者ないし被告人を引き渡す機能を果たす正義の取次人なのである。⁶⁾」

こうしてみると、戦争（軍隊）と警察機能を同視すべきではないと言うべきであろう。

さて、このような批判を踏まえて、結局、モリソンが導き出した結論である定義は、「戦争は一つの制度である」というものである。

この「制度 (institution)」という意味を、モリソンは、「戦争は、何であれ、社会的に承認され、合法的な権威のあるものとして確立された制度である」とし、さらに次のように指摘する。

「社会は平和のために組織化されてはいない。戦争システムは社会秩序の中で承認され保護されるほどの地位を保ってきた。しかし、社会が承認し保護しようとする平和のシステムないし平和の制度など存在しない。……戦争が差し迫っている時に平和を主張することは、主張者に危険がおよび、そして戦時には犯罪とさえされる。しかし、非常に不道徳なことであるが、平和時に戦争を主張することは主張者に危険は全くおよばない。……明らかに戦争システムは社会を支配している。それは、制度として、法の権威により確立されているのである。」⁸⁾

戦争は社会的に承認され合法的な権威あるものとして確立された「制度」であり、「合法」のお墨付きをもってする大量殺人である。その際、国際法的にも戦争を違法としたものがないどころか、国内法的に見ても、理由は何であれ、徴兵法、スパイ法等によつ

て、戦争を少しでも妨げる者は、最大の犯罪者・反逆者とされてしまう点で、戦争は「最も合法的な存在」となってしまうというパラドックスがある。まさに、戦争は、「世界の中で最大かつ最も合法的な犯罪」(レビンソン)⁹⁾とされているのである。

だからこそ、彼らは、この「制度」として確立している戦争から、合法性のお墨付きを完全に否定してしまうことが、その廃絶のための必須条件と考えたのである。

その上で、彼らは、侵略・自衛・制裁の別を問わず、あらゆる戦争を違法とすることを目指したのである。彼らの認識では、そもそも戦争は、どの国も自国の戦争を侵略とは認めないことから、自衛と侵略の区別することは極めて困難であり、それゆえ侵略戦争だけを禁止しても結局「自衛の名による」戦争が行われてしまい、決して戦争をなくすことにはつながらないのであると考え、自衛戦争の否認に至った。また、制裁戦争について、「正義の名による」戦争にすぎないと考え、また平和は武力で強制することはできないと考えていた。だから、彼らは、武力制裁を伴わざるを得ない集団安全保障論を原理的に批判し、アメリカの国際連盟加盟に強く反対したのである。

2 「戦争」から「法と裁判」へ

(1) 紛争の「最終的」な解決法としての「武力」と「法」

レビンソンらは、さらに、国際紛争を「法と裁判」により解決することを目指す制度構想を持っていたことが注目される。

この点は、紛争解決の方法論にかかわる。先にも述べてきたことだが、人間に闘争本能等がある限り、この世からもめごと（紛争）そのものがなくなることは、想像することが難しい。問題は、世の中の紛争をいかにして解決するかということに尽きると言ってもよからう。

言うまでもなく、紛争は、話し合いによって解決されるのが一番望ましい。しかし、問題は、話し合いでも紛争が解決されない場合にどうするのかということである。「戦争非合法化」論者の前提は、紛争の「最終的な」解決方法は結局、「武力」か「法」による手続きしかないということである。

この点を、まず国内紛争について見てみよう。国内における紛争の武力による解決としては、決闘や自力救済がある。前近代社会ではどこでも普通に行われていたものだ。

だが、その野蛮さに気がついたとき、人類はこれをどうやって廃止したのか。この点が非常に興味深い。

第一のありうる解決法は、最終的に暴力に訴えざるを得ないような紛争の根本原因をなくし又は少なくとも減らしていくことにより、決闘をなくしていこうというものである。この点は、暴力に訴えないことへの教育や「平和の文化 (culture of peace)」づくりを含めて、大に行われるべきであり、おそらく世界中の誰にも異論のない「模範解答」であろう。

しかし、このような方法は、もちろん大いに推進されるべきではあるが、その完全なる実現には気が遠くなるほどの時間がかかることが予想される。それまで、決闘という野蛮な紛争解決法と人類は共存していかなければならないのであろうか。やはり、さらに別の方法もあわせて考えられなければならないであろう。

第二に考えられうる方法としては、武器の取り締まりがあげられる。人々が日常殺し合わないためには、銃剣などの取り締まりが不可欠であることは、銃社会である米国などの事例にも鑑み、少なくとも経験論的な命題として、理論上は賛同者が多いものと推測される。

しかし、この極めて有効適切と思われる方法も、問題の根本的な解決にはならないであろう。銃や刀剣等の武器を取り締まっても、ナイフや包丁などの刃物がある限り同様のことが起こりうるからである。あるいは素手ででも殺傷能力がある攻撃が行われるかもしれない。

そこで、結局、人類は決闘を今日のようにほぼ廃止されるに至るまでいったい何をしたのか。それは、決闘や自力救済といった武力による紛争解決をすべて違法化し、それに代わって法と裁判による紛争解決制度を確立したということである。この結果、今や多くの場合、話し合いで決着のつかないような名誉等をめぐる問題は、かつてのような殺し合いではなく、法と裁判所の手続きで最終的な決着をつけることになった。これこそまさに「文明化」というものである。

(2) 「武力」による紛争解決から「法」と「裁判」による紛争解決へ

こうしてみると、レビンソンらの理論の核心は、国内社会においても、紛争解決法について、武力によるもの（決闘、自力救済）をすべて違法化し、それを法と裁判による解決法に置き換えることにより決闘等を廃絶できたことに鑑み、国際社会における紛争

解決においても、武力によるもの（戦争）をすべて違法化して、法と裁判による国際紛争解決制度を確立するということであった。その際、彼らは、法の権威と裁判所への人々の尊敬の念の下で、州（state）同士の紛争を武力を用いずに解決してきたアメリカの連邦最高裁判所の制度を参考としつつ、一般的には混同されやすい国際仲裁制度と彼らがその設立を目指す国際司法裁判制度の相違点を指摘し、司法裁判所の本質的要素として、①常設の裁判官組織、②明確な法典に加えて、特に、③裁判所に義務的裁判管轄権（*automatic jurisdiction*）を与えることなどを提唱していたことは大変興味深い。また、彼らの構想では、戦争を侵略・自衛・制裁の種類を問わず全面的に非合法化することを主張しているのであるから、裁判判決を戦争・武力行使によって強制すべきとは考えず、判決は諸国民の世論の圧力によって「強制」されるべきと考えた点も重要であろう。

大いに異論も出るかもしれない、この最後の点、すなわち判決の執行についてさえも武力による強制を認めていないことについてのモリソンの考察は極めて興味深い。それは、今日の国際関係が（制裁を行う場合さえ含めて）相互の信頼に基づくもの、基づいてきたものであって、それ以外の何ものにも基礎を置いていないことを指摘するものである。モリソンは、軍事同盟や軍事制裁ですらも、諸国の誓約に依存していることを明

らかにする。

「もし諸国が軍事制裁のための軍事力の提供に応じない場合を想定してみよう。そのとき制裁はどこにあるのか？ ないではないか。一国に対し、軍隊を提供するその協定に従って進んでそうさせるように強制する方法などない。結局そうした計画もすべて誓約の言葉という『理想主義的』で『観念的』な基礎に依拠しているのである。だから、もし諸国が自らの言葉を守るならば、制裁は発動されるだろうし、逆にもし彼らが自らの言葉を守らないのだとするならば、制裁など粉々に砕け散ってしまうのである。すなわち、平和を強制するために戦争システムを活用することを意図するいかなる提案も、結局その当事者たる諸国民の信義に依存している。そのような案の執行は、戦争非合法化システムを越えるどんな優位性も持つてはいない。そう、結局、両者とも根本的には誓約の言葉に依拠しているのである。これにとつて代わるものなどない。¹⁰」

結局、彼らは、国際裁判判決の執行も諸国民の啓発された世論、判決への敬意に依拠することが最も妥当という結論に至るのである。

このように、彼らの構想は、紛争が話し合いで決着がつかない場合の最終的な解決法として、「武力」によるものから「法と裁判」の手続きによるものへと、国内のみならず

国際社会においても、根本的かつ抜本的に転換することを求めるものであった。そのためには、武力による紛争解決を完全に違法化して、その位置に法と裁判というものを置くことが必要とされる。確かに、国内社会においては、決闘などの制度を廃止するに際して、武器を取り締まったり、その原因を取り除こうとしたりするやり方ではなく、端的にその制度を違法とし、代わりに法と裁判の手続きをおくことによって、その廃止を実現した。これを国際的なレベルで考えるならば、戦争を廃絶するには、戦争を完全に違法化した上で、国際法と国際裁判所による紛争解決を確立することが必要であるということになるだろう。

(3) 国際裁判所の運営原則をめぐる論点

ところで、このような国際裁判所はどのように設置・運営されるのだろうか? 「戦争非合法化」論者の構想をもう少しだけ振り返ってみたい。

モリソンは、この問題の論点を大要次のように整理し、解説している。⁽¹¹⁾

まず、第一に、どのような紛争がこの裁判所に提起されるかという点である。それは、「純粋な国際紛争」に限られるとされる。国内問題は基本的に国内裁判所が扱い、国際裁

判所はその名の通り国際紛争を扱うのである。ただし、純粹なる国際紛争と国内問題をめぐる紛争の間の線引きが困難なケースもあるだろうことは想像される。

第二に、誰が、提訴された訴訟を裁判官の管轄権の範囲内であるか否かを決定するかという点である。それは、各事件において、裁判所自身が決定するとされる。この点は国内裁判所と同様である。

第三に、裁判管轄権を持っているかどうかについて、その裁判所の決定を何が定めるのかという点である。これは、法典によってあらかじめ規定され、法典がその裁判所の管轄権を定義するべきであるとされる。だから、その範囲内に入らない紛争は、その事件の審理は拒否されることになる。

第四に、どの紛争が純粹に国際的なものとして法典に含まれるかを誰が決めるのかという点である。それは法典の制定者が決めるものとされる。

第五に、では誰がその法典の制定者となるのかという点である。これは諸国民自身であるとする。諸国民自身が様々な形で参加・協力・見解表明をし、専門家の協力を得ながら、民主的な基礎と審議の完全な公開の下で、こうした国際法典を成立させる構想を彼らは持つ。

こうした国際法典や国際裁判所が成立すれば、裁判所が扱う事件の範囲、裁判管轄権の範囲が前もってわかり、ひいては、国際紛争・事件が、戦争によらず、どのように処理されるかについても見通しがつくことになるであろう。

(4) 「人民の意思 (will of the peoples)」の重要性

国際裁判所の判決が、国際世論によって担保されるということに関連して、彼ら「戦争非合法化」論者が、「人民の意思 (will of the peoples)」の意義を強調した点について検討をしておきたい。モリソンは言う。

「戦争非合法化提案が立脚している基本前提は、戦争は諸国の人民 (peoples) の直接参加によってでなければ非合法化されえないということである。……戦争は、人民の間接的な代理 (indirect proxies) によっては非合法化されえない。この活動において人民の代理をつとめる代理人 (agency) など存在しないのである。……戦争非合法化は諸国民に外部から押しつけるようなものでもないし、彼らの代表者のおごなりの行動によって達成できるようなものでもない。戦争非合法化の根底にあるのは人民の意思である。もし人民がそれを本当にしようとしなければ達成できるようなものではない。それは、

その都度の人民投票（プレビシット）によらねばできないとは言わない。しかし、世論が各国議会の活動を支持する点で、知的に十分考え抜かれてかつ明白に示されるような大衆運動（キャンペーン）によって、人民の意思は聡明に示されなければならない。人民の心から起こってきた自発的で力強い運動がないと、その成果は確かで恒久的なものとはならないからである。¹²⁾

こうした点は、不戦条約の条文中（第一条）にも、有名な「その各自の人民の名において（in the names of their respective peoples）厳粛に宣言する」という表現の中に現れた。戦争制度は、人民の意思、それが集合的に表出した世界世論の強力な力によってのみ、廃止しうるのである。モリソンは言う。

「戦争の非合法化を基礎とした平和のための世界の組織化が十分に力を発揮するためには、そうしたものが人民自身の意思表示を基礎とすべきであるということが認められることなしには、実現されないであろう。戦争を非合法化する国際条約は、今まであまりに多くの条約がそうであったように、人民の熟知ないし同意なしに、ただ外交官によって交渉が行われるべきではない。人民自身の十分な参加が必要である¹³⁾」と。

だが、一方で疑問も残る。確かに、戦争は国民を被害者あるいは加害者にするのを

強いるものであるから、国民が戦争を望まないという一般的な傾向を認めたとしても、今日まで人類があまりの多くの例に見てきたように、他方で、現代戦争において国民は熱狂的にそれを支持してきたではないかという点についての疑問である。情報操作や国家の教育内容への介入とも相まってではあるが、ナシヨナリズムの沸騰により、一時的であれ国民の多くが戦争を望み、それに後押しされる形で戦争が行われることは今日決して珍しい現象ではない。こうした点からするならば、世界の諸国民は「戦争の非合法化」にこぞって賛成するにちがいないという楽観論は禁物であろうと思われる。

しかし、以上の点を留保した上でも、「戦争非合法化」論者は、次のような重要な指摘をしていることは極めて興味深い。モリソンは言う。

「今まで人民は戦争かそれとも平和かの問題を選択する機会を持たないで来た。だから、人民を平和を好み、平和を選択するように教育することが問題なのではない。……もし、世界に人民にいったん戦争の問題が、政治的ないし他の無関係なものの影響によって妨害されず、イエスカノーかというふうに直接的に答えを選び得る形で突きつけることができるとするならば、彼らがどういふ答えを出すかについて一体誰が疑問を提示するのであろうか。このように、戦争に関して、イエスカノーかと迫る状況をつくることこ

そ、戦争非合法化提案の真髓なのである¹⁴。「戦争非合法化提案は、もし人民が理解を困難にする政治その他の要因によって惑わされず、戦争の問題について単純にイエスカノーかという問いを投げかけられるチャンスが与えられるならば、人民は圧倒的に戦争を非難し非合法化するであろうという信念に基づくものである¹⁵」、と言う。

確かに、戦争が目前に迫っているときに、戦争に反対するのは至難の業である。「戦争やるべし」あるいは「戦争やむなし」という声は、時に、戦争を遂行したいと意図する者等による情報操作などのような「真実からの阻害」によってもたらされることがあるだろうし、あるいは、それらとあいまって、国民の側から自発的に湧き上がってきた憎悪、好戦感情がそれをつくることもある。だが、この「戦争非合法化」論者が世論を重視するのは、そうした戦争が迫っているときに、戦争遂行にイエスカノーかの国民投票を迫るような提案をしているのではない。あくまでも、そういった状況ではないときに、「政治的ないし他の無関係なものの影響によって妨害されず」、あるいは「人民が理解を困難にする政治その他の要因によって惑わされず」に、戦争制度一般に対して、それを非合法化することにイエスカノーかということを選択させることを目指すものである。そして、そうした「状況をつくることこそ、戦争非合法化提案の真髓」であるとすることも

のなのである。

3 「戦争非合法化」論の現代的意義—不戦条約・憲法第九条との関連で

(1) 「戦争非合法化」論と不戦条約

一九二八年に成立した不戦条約は、「戦争非合法化」運動の大きな影響を受けて成立し、歴史上初めて、戦争を「一般的に」違法化したものとして知られる。しかし、不戦条約は、「戦争非合法化」論の理念がすべて実現したものであったかというところではない。

条文を見るなら、不戦条約第一条では、「国際紛争解決の手段の戦争を非とし、国家政策遂行の手段としての戦争を抛棄する」とあり、ただし自衛の場合を除くとか、戦争に訴えた国に武力で制裁をするとか、そういうことを条約本文には書いてはいない。そういう意味では、「厳密な意味での戦争違法化の思想」すなわち「戦争非合法化」論の核心部分がこの不戦条約の本文あるいは思想の中に息づいていると言える¹⁶⁾。

しかし、実際には、成立当初から、解釈・運用においては、自衛権の発動たる武力行使の場合を除くという解釈の宣言が大国によってなされているし、しかも自衛権の範囲

について、自国のみならず、植民地や利害関係地域もその範囲に入るという主張もあり、例えば日本のように、満州は日本の生命線であつて自衛権の範囲に入るとか、条約は戦争だけを禁止したものであり「事変」（武力衝突）の場合を含まないとかといった解釈が主張されたのはよく知られている。結局、不戦条約によつてのみでは、第二次世界大戦開始を止めることはできなかつた。

そして、不戦条約第二条では、あらゆる紛争は平和的手段によつて解決すべきことが規定されている。この点からすれば、実は、正式な手続を踏んだ「戦争」のみを不戦条約が禁止しているという解釈は誤りなのであるが、しかし、その点よりも、「戦争非合法化」論者からすると、紛争の平和的解決というのが具体的にどうするのかという点が規定されていないこと、すなわち、戦争に代わる紛争解決法である法と裁判による紛争解決制度に関する条項がないことを問題としたのである。

確かに、国際連盟の発足に伴い、常設国際司法裁判所が設置された（一九二二年）。しかし、一方の当事者が訴えを起せば裁判が始まるという、義務のないし強制的裁判管轄権が裁判所に与えられていない重大問題を抱えていた。この点は現在の国際司法裁判所においても基本的に同様である（現行制度上は、「選択条項受託宣言国」の拡大等が課

題となるう)。

(2) 「戦争非合法化」論と憲法第九条

憲法第九条一項は、「国際紛争を解決する手段として」の戦争、武力による威嚇、武力行使を放棄・禁止するが、この文言は、これまで憲法学界では、不戦条約と類似の規定であり、また不戦条約が侵略戦争の放棄にとどまると解釈・運用されてきたことにも鑑み、侵略戦争のみ放棄する規定であるという解釈が多数説であつたように思われる。

しかし、不戦条約には、「戦争非合法化」論(「国際紛争の解決のために戦争に訴えることを非とする」)とジエイムズ・ショットウェルらによる集団安全保障論(「国家政策の手段としての戦争を放棄する」)が「混在」¹⁷⁾していたのであり、この混在と「国際紛争解決のための戦争」と「国家政策の手段としての戦争」の文言の意味の相違は、不戦条約成立当時から、例えば国際法学者の立作太郎などによつても意識されていた。立が、次のように指摘しているのは大変興味深い。

「字句の上より言へば、該条の前段は、国際紛争を解決する為めに、戦争に訴ふるを総て非なりとするの絶対的の宣言となり居る如く解せられ、而して該条の後段は、条約国

相互間に於て国策の手段として戦争を行はざるの相対的の宣言となり居るのであります。」「不戦条約が概括的に戦争の制度を否認し、所謂戦争の outlawry (法律の保護外に置くこと) を定めたり為すが如き見解は、第一条の前段の字句に拘泥するに失せるものに非ざれば不戦条約が一切の国の加盟する所となる如き稀有の場合を想像するに出でたるに非ざるなきやを疑ふ⁽¹⁸⁾」(旧漢字を新漢字に改めて引用した)。

立は、不戦条約第一条前段の「国際紛争解決の為」の「戦争」と、後段の「国家の政策の手段としての戦争」の文言の違いについて指摘し、前段の謳う国際紛争解決の手段としての戦争については、「字句の上より言へば」、「概括的に戦争の制度を否認し、所謂戦争の outlawry (法律の保護外に置くこと) を定めた」「絶対的の宣言」と解釈する余地があることを示唆している点で極めて興味深いものであるように思われる。

この文言の問題については、同様に、深瀬忠一の次のような指摘もある。

「『日本国憲法第九条一項が規定する』『国際紛争を解決する手段としては』とは、文字どおり『不戦条約』第一条前段の文言どおりであり、後段の『国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄』(……旧スペイン、フィリピン憲法等)とは違い、一切の『武力による威嚇又は武力の行使』を永久に否認しているのであって、平和的(非武力(非軍事)的)

解決手段によるべきことを規定している。この字句を理由に、九条一項が『侵略戦争』否認に限定されると解するのは全く粗雑にすぎる。すなわち、一切の戦争を放棄し、『国際紛争の解決』のために（法・道徳的に正当な場合でも）一切『武力』を用いないと明記しているのであって『侵略戦争放棄』などは規定していないのである。⁽¹⁹⁾

むしろ、憲法第九条一項の文言（「国際紛争を解決する手段として」の戦争放棄）は、思想の系譜からすると、自衛戦争を含む一切の戦争「制度」を「非合法化」する条項として解釈すべきであるように思われる。

さらに、憲法第九条二項は、戦力の不保持を規定しているが、振り返れば、不戦条約の当時から、不戦条約で戦争はしないといつているのだから軍隊もなくすべきと主張していた鹽津誠作の次のような指摘⁽²⁰⁾が注目される。

「一方に不戦条約を唱へ、仲裁条約を説き乍ら、他方に實在軍備の保持に、汲々たるのは、矛盾きわまる。……他国さへ同意すれば、軍備全廃をも、辞さないと言ふ者がある。併し余をして言はしめば、他国が同意せなくても、自ら軍備を全廃する、勇氣と確信とが、世の政治家の胸中に、有つて欲しい。……世界各国が、何時迄も軍備を維持せねばならぬと思ふのは、過去にとらわれた幻想である。……戦争を絶滅せしめる、一番完

全な方法は、軍備の全廃である。併し之に達する早路としては、国際的葛藤を、凡て仲裁で解決するか、世界法廷の裁断に委すことである。……軍備縮小をせないで、不戦条約はおかしい。不戦条約を唱へる以上、これを多面的にすれば、結局軍備全廃まで行かねばならぬ。」(旧漢字を新漢字に改めて引用した。)

この軍備撤廃は当時実現しなかったが、今日、その課題は、非戦・非武装平和主義を規定する憲法九条に託されていると考えることもできる。

「法による平和」の実現には、「戦争非合法化」論の提起した、あらゆる戦争の違法化と法と裁判による紛争解決制度の確立、そしてその提起を受け、その「順接的發展」(堀尾輝久)をなしたと思われる憲法第九条の非戦・非武装平和主義を世界各国において実現させることが重要な条件であるように思われる。

おわりに 米国の平和運動と憲法九条の「再会」

一九二〇年代に米国において提起された「戦争非合法化」論の理念は、日本国憲法第九条(以下単に「憲法九条」ともいう)に引き継がれ、発展し、また今日の国際社会にも課題が投げかけられ続けている。では、現在の米国において、当時史上最大の平和運

動といわれた「戦争非合法化」の理念を継承する運動はあるのであろうか、また、米国に、憲法九条の理念を受容し活用しようとする平和運動側の動きはあるのであろうか。

この点について、日本においてよく知られている運動としては、チャールズ・オーバービー（オハイオ大学名誉教授）が一九九一年三月一八日に立ち上げた「九条の会」があげられるであろう。彼らは、長期的目標として、世界の全ての国が日本国憲法第九条の示す理念を取り入れることを掲げ、米国に対しても、米国憲法に戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認条項（日本国憲法第九条と同様の条項）を挿入する憲法修正案を提示したり、米国に平和省の設置を提案したりしている。⁽²¹⁾

また、一九二九年にレビンソンがアイダホ大学に設立した「ウィリアム・エドガー・ポーラー戦争非合法化財団（William Edgar Borah Outlawry of War Foundation）」は、二〇一五年現在も活動を継続中であり、二〇一五年四月にもシンポジウム（「不安定化する国境—主権、疾病、戦争、難民」）を開催している。⁽²²⁾

また、君島東彦⁽²³⁾によれば、近年、米国の平和運動において、次のような「戦争非合法化」論や不戦条約の意義の再確認の動きが見られるという。そして、その延長線上に、それらを継承した憲法九条を活かそうという動きが見られることも指摘されている。

たとえば、デイビッド・スワンソン（米国平和運動家、デニス・クシニッチの二〇〇四年大統領選キャンペーン広報担当者）は、その著書の中で、不戦条約の起源としての「戦争非合法化」運動の存在と意義を指摘し、依然として効力を有するこの条約を米国で復権させ、米国の違法な戦争を迫及する手段として活用することを提言している。

また、エリン・ニーメラ（オレゴン州ポートランドのジャーナリスト）は、不戦条約の復権にとどまらず、新たに、修正二八条案として次のような条項を米国憲法に加えることを提案している。

「第一節 アメリカ国民は、国際正義、平和、人間の権利と尊厳を希求して、国内・国際紛争を解決するための組織的な武力行使を放棄する。合衆国またはその管轄内に、戦争あるいは戦争準備プロセスは存在してはならない。」

「第二節 連邦議会は、国内・国際紛争を解決する手段としての戦争または武力行使を承認してはならない。」

「第三節 合衆国は捕虜を拘禁する施設を維持してはならない。すべての捕虜は各自の非軍事的な司法裁判所に引き渡されなければならない。」

これらは、米国の平和運動と憲法九条の「劇的な再会」（君島東彦²⁵）と言えるだろう。「戦争非合法化」を掲げた一九二〇年代の米国の平和運動が不戦条約や憲法九条成立に直接的な影響を与え、その憲法九条と現在の米国の平和運動が結合していると言えるからである。

このように、「理想が現実をきり拓く」（堀尾輝久）、すなわち現実から生まれ、現実根ざし、現実を変革する理念としての「戦争非合法化」、そして、その理念を実質的に継承し発展させた日本国憲法第九条の意義は、世界的にも明らかになりつつあるのではないだろうか。本来可変的である未来の可能性を心から信じ、理想・目的の実現の障害となっている「現実」を直視し、それを構造からしっかりと分析すること、そして一見絶望的な状況にあらうとも希望の光を決して見失わず、むしろ能動的に発見し、その上で希望を自ら創造し未来を自らきり拓いて行く不断の努力が必要とされるように思われる。すなわち、世界が動くときのその息吹きと小さく微かな希望の光が「まだ小さい」ことを嘆くのではなく、存在するということを見逃さないことが大切なのではないだろうか。私にはそのように思われるのである。

主要日本語参考文献

- 河上曉弘『日本国憲法第九条成立の思想的淵源の研究』専修大学出版局、二〇〇六年。
- 河上曉弘『平和と市民自治の憲法理論』敬文堂、二〇一二年。
- 久野収「アメリカの非戦思想からみた憲法第九条」『中央公論』一九六二年二月号（久野収『憲法の論理』筑摩書房、増補新版、一九八九年所収）。
- 鶴見和子『デューイ・こらいどすこおぶ』未來社、一九六三年。
- 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、一九八七年。
- 大沼保昭『戦争責任論序説』東京大学出版会、一九七五年。
- 篠原初枝『戦争の法から平和の法へ』東京大学出版会、二〇〇三年。
- 杉原高嶺『国際司法裁判制度』有斐閣、一九九六年。
- 小西中和「ジョン・デューイの平和思想についての一考察」『政治学と現代世界』御茶の水書房、一九八三年。
- 伊藤成彦「憲法第九条はどこから来たか」『軍縮問題資料』一九九七年五月号（伊藤成彦『武力信仰からの脱却』影書房、二〇〇三年所収）。
- 伊藤成彦『物語 日本国憲法第九条―戦争と軍隊のない世界へ』影書房、二〇〇一年。
- 古川純「戦争『違法化』へとすすむ世界の憲法と非核自治体運動」星野安三郎他『世界の中

の憲法第九条』高文研、二〇〇〇年。

古川純・山内敏弘『戦争と平和』岩波書店、一九九三年。

三牧聖子『戦争違法化運動の時代』名古屋大学出版会、二〇一四年。

鹿島平和研究所編『日本外交史一六 海軍軍縮交渉・不戦条約』鹿島研究所出版会、一九七三年。

『国際法先例資料集（一）（二）不戦条約』（柳原正治・解説）上下、信山社出版、一九九七年。

アルバート・アインシュタイン、ジグムント・フロイト『ヒトはなぜ戦争をするのか？』（解説・養老孟司、編訳・浅見昇吾）、花風社、二〇〇〇年。

チャールズ・オーバービー（國弘正雄訳）『地球憲法第九条』対訳、増補版、たちばな出版、二〇〇五年。

君島東彦「米国は改憲を望んでいるのか—日米関係と憲法九条」『季刊ピープルズ・プラン』二〇一三年八月。

註

（1）「戦争非合法化」論研究について、久野収「アメリカの非戦思想からみた憲法第九条」『中央公論』一九六二年一二月号の他、鶴見和子『デューイ・こらいどすこおぶ』未来

- 社、一九六三年、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、一九八七年、大沼保昭『戦争責任論序説』東京大学出版会、一九七五年、小西中和「ジョン・デューイの平和思想についての一考察」『政治学と現代世界』御茶の水書房、一九八三年、伊藤成彦「憲法第九条はどこから来たか」『軍縮問題資料』一九九七年五月号、古川純「戦争『違法化』へとすすむ世界の憲法と非核自治体運動」星野安三郎他『世界の中の憲法第九条』高文研、二〇〇〇年、三牧聖子『戦争違法化運動の時代』名古屋大学出版会、二〇一四年、および河上暁弘『日本国憲法第九条成立の思想的淵源の研究』専修大学出版局、二〇〇六年等、参照。
- (2) 小西前掲論文五〇〇—五〇二頁、参照。
- (3) アルバート・アインシュタイン、ジグムント・フロイト『ヒトはなぜ戦争をするのか?』(解説・養老孟司、編訳・浅見昇吾)、花風社、二〇〇〇年、四九—五〇頁。
- (4) Charles Overby, "A Quest for Peace with Article 9," *Japan Quarterly* April-June 1994, pp. 155-156.
これに加えて、古川純・山内敏弘『戦争と平和』岩波書店、一九九三年、二—八頁、深瀬前掲書、六頁、山極寿一「戦争の起源」総合人間学会編『戦争を総合人間学から考える』学文社、二〇一〇年等、参照。
- (5) Charles Clayton Morrison "The Outlawry of War" (1927) and Salmon O. Levinson

“*Outlawry of War*” (1921) with a new introduction for Garland Edition by Charles DeBenedetti, Garland Publishing, Inc., New York & London, 1972, pp. 81-82. (同書は、モリソンの一九二七年の著書、レビンソンの一九二二年の著書、ベネデッティの解説からなる。)

なお、厳密に言えば、警察が扱うのは、「罪人」ではなく、基本的には「容疑者」であらう。

- (6) Morrison, *op.cit.*, “The Outlawry of War”, p. 82.
- (7) *Ibid.*, p. 82.
- (8) *Ibid.*, p. 91.
- (9) Levinson, *op.cit.*, “Outlawry of War”, p. 14.
- (10) Morrison, *op.cit.*, “The Outlawry of War”, p. 92.
- (11) *Ibid.*, p. 187.
- (12) *Ibid.*, pp. 70-71.
- (13) *Ibid.*, p. 201.
- (14) *Ibid.*, p. 72.
- (15) *Ibid.*, p. 201.
- (16) 深瀬前掲書、七四頁。

- (17) 深瀬前掲書、七四頁。
- (18) 立作太郎「不戦條約の國際法觀」『國際法外交雜誌』第二七卷一〇号・一九二八年二月、四一五頁。
- (19) 深瀬前掲「恒久世界平和のための日本國憲法の構想」六七―六八頁。
- (20) 鹽津誠作「軍備縮小より全廢へ」『外交時報』第四七卷八号、四八―五九頁。
- (21) Charles Overby, *op.cit.*, pp. 152-153. チャールズ・オーバービー(國弘正雄訳)『地球憲法第九条』対訳、増補版、たちばな出版、二〇〇五年。
- (22) <http://www.uidaho.edu/class/borah/> (最終アクセス二〇一五年十一月三日。)
- (23) 君島東彦「米國は改憲を望んでいるのか―日米関係と憲法九条」『季刊ピープルズ・プラン』二〇一三年八月。
- (24) David Swanson, *When the World Outlawed War*, Charlottesville, Virginia, 2011.
- (25) 君島前掲「米國は改憲を望んでいるのか」三五頁。